



2025年4月8日

各位

株式会社 鳥取銀行

米国の追加関税措置等に関する相談窓口の設置について

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、米国の追加関税措置等により資金繰りやサプライチェーン等に直接的・間接的に影響を受けた法人および個人事業主のお客さまのご相談にお応えするため、「米国の追加関税措置等に関する相談窓口」を設置いたしますので、お知らせします。

記

■「米国の追加関税措置等に関する相談窓口」の設置について

2025年4月8日（火）より当面の間、東京ローンプラザを除く全営業店（63ヶ店）に「米国の追加関税措置等に関する相談窓口」を設置いたします。

相談窓口では、米国の追加関税措置等により資金繰りやサプライチェーン等に直接的・間接的に影響を受けた法人および個人事業主のお客さまに必要なご資金のご相談や、返済条件の変更などのご相談にお応えいたします。

【ご参考】鳥取県の対応

今般の追加関税措置に対し鳥取県は4月7日より、鳥取県企業自立サポート融資の鳥取県地域経済変動対策資金において「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動枠」を発動しています。

同融資につきましても、「米国の追加関税措置等に関する相談窓口」までご相談ください。

概要	鳥取県企業自立サポート融資 鳥取県地域経済変動対策資金 「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動枠」
融資対象要件	アメリカの関税引き上げによる経済変動により影響を受けた 中小企業者のうち、売上高や売上総利益率が前年同期比で 一定数減少している者
資金使途・融資期間	運転資金・設備資金：10年以内（据置3年以内を含む）
融資限度額	2億8千万円
融資利率	年1.50%（変動金利）

詳細は、鳥取県「[令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動](#)」に係る融資をご参照ください。

以上

《 本件に関するお問い合わせ 》
地域戦略部（齋藤）・経営統括部（片寄）
TEL 0857（37）0248・0260